

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 環境部 環境政策課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月２１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 職員配置の見直しにより令和５年度に会計年度任用職員を１名増員、令和６年度に会計年度任用職員から再任用職員の配置換えを行った。加えて、業務分担の見直しや、会議形態をＷｅｂ会議へ移行するなどの業務効率化に取り組むことで、令和４年度に確認された過労死等労災認定基準を上回る状況については、令和４年度の２名から令和５年度は１名と減少をしたものの解消には至らなかった。また、上記取り組みにより時間外勤務が年間３６０時間を超える職員数は令和４年度１０名から令和５年度５名に半減した。今後も過労死等労災認定基準を上回る状況の解消および年間３６０時間を超える職員の削減に向け、業務分担や業務効率化などの見直しを継続して実施する。
	【 措置済 】 令和 ７年 １月３１日 業務分担や業務効率の見直しを進めることで、令和６年度は過労死等労災認定基準を上回る状況を解消できる見込みとなった。しかしながら、年間３６０時間を超える職員は５名程度生じる見込みのため、業務効率化などの見直しを継続して実施する。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6 年 4 月 5 日 事務処理誤りが確認された箇所について、職員全体で共有するとともに、適切な事務処理について研修を行った。 また、チェック・牽制を担う係長以上の職員については、事務処理手順や当課独自に整備しているチェック表の活用について改めて確認し、内部事務管理の徹底を図った。
② 特定外来生物の捕獲・処分について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアの捕獲・処分件数が減少している。生態系の保全や生活環境等への被害を防止するために、件数の減少原因を研究し、効果的な事業の実施に務め、目標処分頭数についても再度検討を行うこと。併せて、その他の特定外来生物の駆除についても、国や県と連携しながら素早い対応を行っていくこと。	【継続努力】 令和 6 年 7 月 31 日 捕獲頭数の減少について、市の保有檻が少ないことから、捕獲依頼から檻の設置までに時間を要していることが原因の1つである可能性がある。そのため、保有檻の数を増加させ、依頼後の速やかな設置に向けた体制の強化を図った。今後も、捕獲頭数の推移を把握し、適切な対策を講じるとともに、目標処分頭数の適切な設定について検討を行う。 【措置済】 令和 7 年 1 月 31 日 市の保有檻を増加させるとともに、捕獲依頼後の速やかな設置に向けた業務分担の見直しを実施することで体制の強化を図った。捕獲・処分件数の目標設定については、住民の生活環境等への被害を防止することを目的とした事業であることから、指標を処分頭数から捕獲率（捕獲・処分件数／依頼数）に変更し、適切な事業実施に努める。
③ 公害保健福祉事業等の実施について【有効性の視点】 公害健康被害認定者の健康の回復や増進を図るために、保健師による療養の指導や、インフルエンザ予防接種費用の助成等を行っているが、認定者の高齢化やニーズの変化等に合わせて、事業の見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6 年 3 月 8 日 保健師による療養指導について、以前は各家庭を訪問し療養指導を行っていたが、コロナ禍による訪問拒否や、勤労世代は訪問の時間を作れない等のニーズに合わせ、家庭訪問は引き続き行いつつ、電話相談や認定疾病の療養に関する最新情報の提供として冊子を送付することによってぜん息等の自己管理や増悪予防を行った。
④ 環境保全の周知について【住民福祉の向上の視点】 市民団体が独自に実施した市内の河川等におけるPFOS、PFOAの水質調査について、4地点で公共用水域における水質の要監視項目の暫定指針値を超過したとの報道がされたが、その数字が市民の不安を煽る状況になる可能性もあるため、市の対応について適宜情報発信を行っていくこと。	【措置済】 令和 6 年 7 月 18 日 本市が実施している河川の環境基準点におけるPFOS、PFOAの水質調査結果について、市HPに適宜掲載した。今後も引き続き本市の対応等について適宜情報発信に努める。

⑤ 主要施策における説明の記載について【有効性の視点】 主要施策において、市内の測定地点における環境基準達成率の指標があるが、説明には、2地点において環境基準が達成できなかった旨の記載がなされている。環境基準が達成できなかったことでの影響も記載していくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 環境基準が達成できなかったことにより住民の生活環境に影響がある場合については、主要施策に記載することとする。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 令和6年度の測定結果を評価するにあたり、環境基準が達成できなかったことによる住民の生活環境への影響の有無について、令和7年度の主要施策に記載することとした。 なお、令和8年度以降についても同様の対応とする。
⑥ 単独随意契約における事務手続きについて【合規性の視点】 単独随意契約にて業務委託を行う際には、契約理由を明確にし、適切な契約事務を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 4日 単独随意契約となる契約について、実施形態を改めて精査し、適切な契約事務となるよう整理した。
⑦ 必要な人員の確保について【効率性の視点】 化学技師等の業務に必要な人員について、確保に努めていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 化学技師等の必要な人材の確保について、引き続き職員配置を要望していく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 令和7年度の職員配置計画において化学技師等の配置を人事当局に要望した。令和8年度も引き続き化学技師等の職員配置を要望していく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 四日市公害と環境未来館
- 3 監査実施期間 令和５年１１月１７日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（４）収蔵品の適正管理に係るリスク 同館の資料は博物館と共用の収蔵庫で保管しているが、実査が行われていない。実査方法について早急に博物館と協議の上、実査を開始すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 実査すべく収蔵庫内の資料約２万点を確認したところ、一部順番通りでないものなどが見受けられるため、実査を行うにあたり、どのような方法で確認していくべきか検討を行っている。今年度内には実査を始めることを目標に準備を進めている。
	【 措置済 】 令和 ７年 １月１２日 実査が行えるよう収蔵庫の資料収納箱の配置と収納されている資料番号がわかる一覧データを作成している。また、一部資料について、収納箱と収納された資料とが一致しているかの実査確認を行った。実査の際には収蔵庫を管理する博物館と日程調整ならびに具体的な内容について協議を行った。今後も継続して実査を行っていく。

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ７月３１日 令和４年度は職員２名の欠員が生じた影響もあり、時間外勤務が３６０時間を超える職員があったが、令和５年度については適正に人員配置され、業務分担を行うことができたため、３６０時間を超える職員はいなかった。
（４）収蔵品の適正管理に係るリスク 未整理資料のうち「四日市公害と環境未来館」に関連する資料については、学芸員が資料のランク付け等の重要な判断を行い、そのあとの整理は会計年度任用職員が行うなど、効率的な整理方法を早急に検討すること。	【 措置済 】 令和 ６年 １月１２日 未整理資料について、一部の作業について会計年度任用職員を新たに雇用し作業を行うことで、整理を進めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6 年 2 月 1 日 所属長から、適切な事務執行について改めて職員に周知し、決裁時に各職員が相互に確認するよう再度認識させた。
② 博物館との連携について【有効性の視点】 学校の見学スケジュールにおいて、博物館の常設展示室も見学ルートに入れ、また、当館の見学とプラネタリウム投映を組み合わせることにより、常に連携を図っている。また、令和3年度、5年度の特別展・企画展開催時に博物館と連携し、プラネタリウムで関連番組の投映を行っている。「四日市公害と環境未来館」と博物館は、同一施設内に設置されており、博物館との効果的な連携があつてこそ市民に強くPRすることができるので、今後も、両館が密に連携を図り、より魅力のある施設を目指すこと。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 当館主催の展覧会とプラネタリウム番組の内容を関連付けたり、博物館の周年事業の際に当館でもイベントを開催するなど連携を意識して事業を実施した。今後も定期的な打ち合わせの場で情報共有を行うなど常に連携を意識しながら、博物館とともに魅力ある「そらんぼ四日市」を目指していく。
③ 語り部の減少による四日市公害の歴史と教訓の伝承について【有効性の視点】 四日市公害裁判判決から50年が経過し、「語り部」は高齢化により現在3名となり、歴史と教訓の風化が懸念される。当館では、当時を経験された60人を超える証言記録映像をアーカイブとして保有し、展示室で公開しているが、解説員養成の制度をさらに充実させるとともに、引き続き、伝承方法の研究を行っていくこと。	【措置済】 令和 6 年 5 月 1 5 日 新しく語り部になっていただける方を探し、今年度から新たに一人語り部を増員した。今年度夏休みの講座で語り部から話を聞く代わりに、証言映像を用いながら職員が解説する手法を試みた。このような方法も検討しながら、引き続き伝承方法の研究を行っていく。
④ 環境技術の見識を有する市職員の確保について【有効性の視点】 業務上、環境技術についての見識が求められることから、環境技術の見識を有する市職員の確保に努めること。	【措置済】 令和 6 年 7 月 3 1 日 現在、市職員ならびに会計年度任用職員の中に環境技術の見識を有する職員は配置されているが、今後も引き続きそのような職員の配置を要望していく。
⑤ 学術機関との連携について【有効性の視点】 資料の有効活用のため、大学等学術機関と連携を図ること。	【継続努力】 令和 6 年 7 月 3 1 日 現在資料整理を行っている途中であるため、それと併せて、資料の有効活用のため、大学などの学術機関との連携について検討していきたい。 【継続努力】 令和 7 年 1 月 3 1 日 資料の有効活用のため、大学などの学術機関との効果的な連携にあたり、他の公害資料館の取り組み事例等について調査ならびに検討をしていく。

⑥ エコパートナー環境学習等業務委託事業について【有効性の視点】 現在、登録されたエコパートナーに9事業を委託しているが、環境教育は非常に重要であり、事業数を増やすことや、事業内容を深めることも検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月24日 年度当初に事業募集するだけでなく後期にも追加募集を行って、より多くの事業を実施できるよう努めた。エコパートナー交流会や活動報告などを通して、本事業について周知を図っていく。
⑦ 環境学習事業等運營業務委託について【有効性の視点】 継続性を持たせ、経年的な事業を取り入れることなどについても検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 毎年同内容の講座をするのではなく、新たなテーマを取り上げたり環境学習の効果なども考えながら、次年度の講座についての事業計画を調整している。様々な年代をターゲットにした環境学習講座を多数実施することで、継続的な学習機会の提供を行っている。今後も事業の内容について精査していきたい。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 環境部 生活環境課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月２１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
業務委託の管理について【合規性の視点・住民福祉の向上の視点】 業務委託契約において、毎月の提出を義務付けている業務報告が一部提出されておらず、結果的に年度末に一部契約不履行となり違約金を受け取った事例が見受けられた。今回は実質的な影響はなかったが、法定点検が規定通り行われなかったことは重大な問題であり、契約相手方と連絡が取れないなどトラブルが起きた場合には他の業者に依頼するなど、市として緊張感を持って、速やかに適切な対応をとること。	【 措置済 】 令和 6年 7月31日 業務委託契約において、提出を義務付けている業務報告が提出されない場合は、速やかに契約相手方に報告を提出するよう指導する。また、契約相手方と連絡が取れないなどのトラブルが起きた場合は、他の業者に依頼するなど、速やかに適切な対応をとっていく。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は令和４年度は２名であったが、令和５年度は１名に減少した。今後も業務分担及び業務内容の見直しによる効率化を図るとともに、働き方改革推進本部の通知を参考に時間外勤務時間の削減を図っていく。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は令和５年度は１名であったが、令和６年度は生じない見込みである。令和６年度上半期の課内総時間外勤務時間数が８７８時間（Ｒ５：７７６．５時間）と、新規事業が増加したことにより時間外も増加している。引き続き業務内容の見直しなど効率的な業務遂行を心掛けるとともに、職員間での声かけなどにより時間外勤務時間の削減を図る。

(3) 職員配置におけるリスク 勤続年数が2年未満の職員で構成される係もあり、係長の負担が非常に大きくなっていると思われる。現在の体制においては、係長に業務が集中するのはやむを得ない部分もあると思うが、管理職はこうした状況をしっかりと把握し、適切にフォローを行うとともに、人員配置についても部を通して適切な要求に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図るよう努めている。 また、係長など一部の職員に負荷がかかる状況をつくらないためにも、管理職等によるフォローに努めるとともに、適切な人員配置を要求していく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承について、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図った。 また、管理職等により適切にフォローを行うことで、一部の職員に業務が集中する状況を作らないよう努めた。 人員配置に関しては、令和6年度配置がなかった再任用職員について令和7年度にも引き続き要望した。
--	---

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 事務処理の基本的な部分でミスすることがないように、係長等の上位職によるチェックを徹底するなど、業務方法の改善を実施するとともに、適切な事務処理を徹底するよう周知を図った。 また、会計事務の手引きや掲示板の重要通知集を活用するなどして、職員に正しく事務処理を行うよう周知を図った。 決裁承認者及び決裁権者の確認時においても会計規則や根拠法令等に基づく細やかな確認を意識し、事務処理誤りを防ぐよう努めている。
② 環境事業課との業務区分の整理について【有効性の視点】 令和4年4月の組織改編に伴い、従来の生活環境課が生活環境課と環境事業課の2課に分割された。それに伴い、ごみに関する業務のうち、収集や処理等の業務は環境事業課の業務となり、生活環境課はごみ減量等に関する政策立案や意識啓発等を担うこととなった。 課は分割されたものの、ごみを減量するという目標は両課で共通である。将来的にも両課が同じ方向性を持って業務を行っていくため、廃棄物対策監を先頭に、日ごろから連絡を取り合うなど両課がより良い関係を構築できるよう、環境整備に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 未だにごみの分別・収集について問い合わせを受けることが多いものの、可能な範囲で生活環境課で対応し必要に応じて環境事業課へ引継ぐ対応を行っている。また、日常の連絡に加え、必要に応じて両課で打ち合わせを行ったり視察や研修に同行することにより、情報や課題の共有を図り問題の早期解決を心掛けている。 今後も廃棄物対策監を先頭に、両課がより良い関係を構築できるよう環境整備に努めていく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 引き続き市民からの問い合わせに対し協力して対応するほか、ごみ処理基本計画の改定作業をはじめ各種計画の作成や統計作業を連携して行うなど、廃棄物対策監を先頭に、両課で情報・課題を共有し環境整備に努めた。 今後も廃棄物対策監を先頭に、両課がより良い関係を構築できるよう協力していく。

③ 北大谷斎場への職員の配置について【有効性の視点】 北大谷斎場には、市職員としては受付や火葬証明書の発行のため会計年度任用職員のみが配置されているが、施設管理等は業務委託で行われており、現状の配置で十分機能しているとのことである。配置されている会計年度任用職員の負担や責任が過大なものにならないよう、引き続き課と斎場の連携を密にし、適切な業務執行に努めること。	【措置済】 令和 6年 4月23日 北大谷斎場の施設管理等は業務委託で行われており、判断を伴うような事象には委託業者が対応している。 北大谷斎場に配置されている会計年度任用職員は、火葬許可証への公印押捺及び簡易な電話・窓口対応が主たる業務である。このため、会計年度任用職員に過大な負担や責任が生じることはない。 また、従前より市職員も定期的な現地確認及び月に1度月次報告会を行っている。その際、業務上の相談を受けたり、要望を聞くよう努めた。今後も連携を密にし、適切な業務執行に努める。
④ 墓じまいや改葬の方法等の周知について【有効性の視点】 近年では墓じまいをする家庭も増えているとのことであるが、市民がその際の適切な手続きをスムーズに行うことができるよう、ホームページ等による適切な周知に努めること。	【措置済】 令和 5年11月21日 墓じまいに際して必要となる改葬に関する手続きについて、ホームページにその手順及び申請書を掲載し、周知に努めた。
⑤ 市営霊園の使用者調査について【効率性の視点・有効性の視点】 旧町村から引き継いだ3霊園の使用者の確認については、これまでも現在の利用者の調査などを行い、8～9割程度の把握ができているとのことである。弁護士等の法的な専門家の活用などを通じ、引き続き効果的に使用者調査を進めること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 今後も継続して使用者の調査などを行うとともに、必要に応じて弁護士相談を活用するなどして、引き続き使用者の調査を進める。墓地敷地内に看板を設置し使用者への申出及び承継手続きを継続的に働きかけていく。 【措置済】 令和 7年 1月31日 墓地敷地内に設置した看板により、承継手続きを申し出る利用者が増えており、承継に対する意識が一定程度浸透したと思われる。 今後も、引き続き調査を行い、墓地敷地内に設置した看板を更新しながら、墓地使用者への申出及び承継手続きを継続的に働きかけていく。
⑥ 資源集団回収助成金について【有効性の視点】 資源集団回収にかかる助成金を支出しているが、近年は活動自体が低下傾向にあるとのことである。こうした事業は、子どもたちが関わる教育の面でも重要であり、希薄になりがちな近年の地域住民間の関係性を保つことにも効果があることから、当該事業の効果的な推進に取り組むこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 資源集団回収については、近年は自治会・子ども会の減少や活動休止、新型コロナウイルス感染症流行の影響などにより回収団体が減少傾向のため、活動自体も低下傾向になっている。当該事業を効果的に推進していくため、今後も助成金制度の周知や団体への聞き取りなど、拡充に向けた施策の検討を行っていく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 資源集団回収の活動を推進するため、助成金制度の周知を継続して行うとともに、活動自体を促進するために、制度自体の周知に効果的な取り組みを検討していく。

⑦ 食品ロス削減の取り組みについて【有効性の視点】 食品ロスへの対策として様々な啓発活動を行っており、令和５年度からは四日市市社会福祉協議会に委託し、食品ロスマッチング事業などを実施しているとのことである。今後も引き続き、実効性の高い取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 ６ 年 ７ 月 ３ １ 日 食品ロス削減の取り組みとして令和５年度に開始した食品ロス削減マッチング事業は一定の成果を挙げている。令和６年度以降も当該事業を推進するとともに、食べきり推進店認定事業、市の行事と合わせて開催するフードドライブや出前講座による食品ロス削減啓発などの取り組みを進める。
	【 措置済 】 令和 ６ 年 １ ０ 月 ２ ４ 日 食品ロス削減マッチング事業においては、市主催のイベントに合わせたフードドライブの実施に加えて、企業からの寄付を促進するため、商工会議所を通じて企業に対し周知を行うなど、食品ロス削減にかかる取り組みを着実に実施している。食品ロス削減の啓発については、食べきり推進店認定事業、フードドライブ、出前講座による周知などによる取り組みを進めており、今後も継続していく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 環境事業課
- 3 監査実施期間 令和５年１１月１６日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
業務委託の管理について【合規性の視点・住民福祉の向上の視点】 業務委託契約において、毎月の提出を義務付けている業務報告が一部提出されておらず、結果的に年度末に一部契約不履行となり違約金を受け取った事例が見受けられた。今回は実質的な影響はなかったが、法定点検が規定通り行われなかったことは重大な問題であり、契約相手方と連絡が取れないなどトラブルが起きた場合には他の業者に依頼するなど、市として緊張感を持って、速やかに適切な対応をとること。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 令和５年度から、一部契約不履行があった当該業者とは契約せず、業務の安定的な履行が望める業者と契約を締結した。 業務委託契約において、万が一提出を義務付けている業務報告書が提出されない場合には、速やかに契約相手方に報告書を提出するよう指導する。また、契約相手方と連絡が取れないなどのトラブルが生じた場合は、他の業者に依頼するなど、適切な対応を行っていく。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 令和４年度は年間の時間外勤務時間数が３６０時間超の職員が３名いるものの、令和５年度においては月当たりの平均時間外勤務時間数が減少した。（Ｒ４：２７時間→Ｒ５：２５時間） 今年度も引き続き、業務分担及び業務内容の見直しなど業務遂行について効率化を図り、時間外勤務時間数の削減を図りたい。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 時間外勤務時間数が３６０時間を超えた職員が令和５年度は３名であったが、令和６年度においても４名生じる見込である。引き続き業務分担及び業務内容の見直しなど業務遂行について効率化を図り、時間外勤務時間数の削減を図りたい。

(3) 職員配置におけるリスク 所属の規模及び事務量に対し、事務職員が少ないように見受けられる。業務量や業務の内容を数値に基づいて精査し、必要な人員確保に最大限努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 南北清掃事業所を含む当課の業務の性質上、事務職員に加え労務職員がもつ知識及びノウハウは必要不可欠である。このことによる事務職員の不足に対しては、マニュアルの作成や業務内容及び業務分担の見直しを行うことで業務の効率化に努めている。 今後は、業務量及び業務内容を鋭意精査し、必要に応じて適切な人員配置を求めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 南北清掃事業所を含む当課の業務の性質上、事務職員に加え労務職員がもつ知識及びノウハウは必要不可欠である。このことによる事務職員の不足に対しては、マニュアルの作成や業務内容及び業務分担の見直しを行うことで業務の効率化に努めている。 今後は、業務量及び業務内容を鋭意精査し、必要に応じて適切な人員配置を求めていく。
(4) 公有財産が適切に管理されないリスク 適切に実査を行っていても、実査記録の照合日などが誤っていると、実査の実効性に疑義が生じかねない。正確な記載を心がけること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 クリーンセンターをはじめ多くの施設を所管する当課においては、適切な公有財産の実査を実施している。しかしながら、その後の書類作成時において前年度のデータを引用するため、実施日等の修正に漏れが生じたものである。今後は、実査記録の決裁を複数の職員で注意深く確認していく。 【 措置済 】 令和 6年10月 7日 クリーンセンターをはじめ多くの施設を所管する当課では、公有財産の適切な実査に努めている。 監査以降2度実査を実施しているが、実査記録の決裁を複数の職員で注意深く確認のうえ提出した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 1月 9日 事務処理の基本的な部分でミスすることがないように、係長等の上位職によるチェックを徹底するなど、業務方法の改善を実施するとともに、適切な事務処理を徹底するよう周知を図った。 また、会計事務の手引きや掲示板の重要通知集を活用するなどして、職員に正しく事務処理を行うよう周知を図った。 決裁承認者及び決裁権者の確認時においても会計規則や根拠法令等に基づく細やかな確認を意識し、事務処理誤りを防ぐよう努めている。

② 不法投棄、資源物持ち去りなど不法行為への対応について【合規性の視点・有効性の視点】 許可なく資源物を持ち去る行為や事業系廃棄物の不適切な搬入については、巡回パトロールの実施などに加え、対策強化のための条例改正も行い、一定の効果は見られたとのことである。引き続き、不法行為への対策を検討し取り組むこと。特に、資源物持ち去りについては、今後も、他自治体への調査などを行いながら、より有効な対策について研究すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 資源物持ち去りについては、今年度から職員を1名増員し、禁止命令の交付に加え告発につなげるなど実効性のある対策に取り組んでいる。 さらに有効な取り組みを行うため、他自治体への調査に注力していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 資源物持ち去りについては、今年度から職員を1名増員し、禁止命令の交付に加え告発につなげるなど実効性のある対策に取り組んでいる。 さらに有効な取り組みを行うため、他自治体への調査及び研究に注力していく。
③ 所属の分離、独立による効果的な事業展開について【有効性の視点】 クリーンセンター内への環境事業課設置により、ごみ収集・処理の現場との物理的距離が近くなった。これにより、現場の状況を把握しやすくなったメリットを生かして、課題や対策案を積極的に発信、提案するなどし、今後も生活環境課と緊密に連携して効果的な事業展開に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 当課が担うごみの収集及び処理と生活環境課が担うごみの減量施策は密接に関連するところである。このことから、日頃の情報共有や打ち合わせの実施、また必要に応じて視察や研修に同行するなど、情報や課題を共有し、問題の早期解決に努めていく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 当課が担うごみの収集及び処理と生活環境課が担うごみの減量施策は密接に関連するところである。このことから、今後の施策を取りまとめる「ごみ処理基本計画改定」や「展開検査」等において密に打合せを行い情報共有するとともに、必要に応じて視察や会議に共に出席するなどし、問題の早期解決に努めた。
④ 職員間のコミュニケーションについて【有効性の視点】 多様な立場の職員が混在する職場であることから、相互にコミュニケーションを密にし、円滑な施設運営に当たること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 事務職及び労務職で組織された当課においては、相互にコミュニケーションを密にし、各々がもつ知識やノウハウの共有に努めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 事務職及び労務職で組織された当課においては、相互にコミュニケーションを密にし、各々がもつ知識やノウハウの共有に努めることが重要であると認識しており、従前から実施する班長会を引き続き開催し、情報共有に努めていく。
⑤ 工事の繰越しについて【住民福祉の向上の視点】 道路工事に併せて行う水路拡幅工事は、道路工事の地元調整に時間を要したことで繰越となったという状況がある。事業スケジュールに影響を及ぼさないよう、予算計上までに十分な調整を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 当課の工事は、原課契約分を除き都市整備部の工事担当課へ執行委任して実施しているところである。今後においても、執行委任先の所属とスケジュール等を十分調整し実施していく。 【 措置済 】 令和 7年 1月17日 都市整備部の工事担当課へ執行委任する工事において、進捗状況を含めたスケジュール等の綿密な調整に努めた結果、令和5年、6年と繰越することなく完了した。

⑥ 旧北部清掃工場の解体について【住民福祉の向上の視点】 施設の性質上、解体工事については、土壌汚染や大気汚染などへの安全対策及び地元説明を十分行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 令和9年1月にかけて実施する旧北部清掃工場の解体工事については、都市整備部営繕工務課及び施工業者と施工内容や安全対策等を密に打合せし、これまでと同様に地元に対して丁寧な説明に努めていく。
	【 措置済 】 令和 6年11月14日 安心安全な施工に向けて、当工事の施工を委任する営繕工務課及び施工業者と密に打合せを行うとともに、地元に対しても工事概要を組回覧するほか、10月、11月には説明会を実施するなど丁寧な説明に努めてきた。この工場解体は長期に渡る工事でもあることから、引き続き機会を捉え、チラシの配布や説明会の開催など、今後も丁寧な対応に努めていく。